

第153回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成26年4月21日（月）10:00～12:00

県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員

高田委員、川添委員、北澤委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス堀池店」の新設届出
- (2) 「(仮称) ミスターマックス Select 宇美店」の新設届出
- (3) 「ドラッグストアモリ瀬高店」の新設届出
- (4) 「ダイレックス朝倉店」の新設届出
- (5) 「(仮称) ラ・ムー久留米店」の新設届出
- (6) 「マンガ倉庫福岡空港店」の変更届出
- (7) 「(仮称) ホームセンターコーナン新宮店」の新設届出

4 議事要旨

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス堀池店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (2) 「(仮称) ミスターマックス Select 宇美店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (3) 「ドラッグストアモリ瀬高店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (4) 「ダイレックス朝倉店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5)「(仮称)ラ・ムー久留米店」の新設届出について事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から荷さばき施設、食品加工場、地元説明会資料、従業員用駐車場及び騒音予測値について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(6)「マンガ倉庫福岡空港店」の変更届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から市町村意見及び照明設備について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7)「(仮称)ホームセンターコーナン新宮店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から駐車場、荷さばき施設及び隣接地について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。